

議会による事務事業評価（西川町議会）

	予算科目	事業名
3	8款3項1目 住宅管理費	空き家対策事業に要する経費

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 町民ニーズ	18	空き家が増加し、大きな問題となっている現状を見ると町民の安全安心な生活を脅かす恐れがあり、必要性は極めて高い。 近隣世帯の生活における危険性や環境面から必要な事業である。 急激な人口減少に伴い、空き家の数も増加していることを鑑み、再利用できる物件も含め、町としてどうすべきかを考えるべきである。
2 妥当性 町が行わなければならないか	18	空き家調査を実施し、状況・実態の情報を管理することは町が行うべきである。 情報収集については、町だけで行うのではなく、区・町内会からの協力をえて迅速な実態把握に努めるべきである。 危険家屋等の指導、助言やその後の相談については町が行うべきである。 施設管理等については、町で行うものと所有者が行うものとの区分をはっきりすべきである。
3 効率性 事業手法の効率 はよいか。コスト 削減の余地はない か。	8	実態把握に時間がかかり過ぎる。区、町内会等を活用した情報収集体制を構築すべきである。 空き家調査は総務課、固定資産調査（全棟調査）は町民税務課となっており、連携を取りながら効率的に事業をすすめるべきである。
4 成果 目標の達成状 況	9	もっとスピード感を持って実態把握し、対策を打っていくことが必要である。 助言、指導の実績は2件となっており成果が出ているとは言えないのではないかと。自発的に解体する方は少ないと思われるので積極的な関与が必要である。 年ごとに空き家物件は増え老朽化が目立っており、危険な状態になる前に指導、助言を行い、空き家バンク等への誘導も必要である。 周辺住民の環境面、景観面からもどうすべきかを考える必要がある。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
3	1 きわめて良好である	100点
	2 良好である	75～99点
	3 おおむね適正である	50～74点
	4 問題がある	25～49点
	5 かなり問題がある	1～24点
	6 不適正である	0点
		53

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
3	1 拡充する	空き家対策は待ったなしの対策が必要であり、持ち主との接触もあらゆる手段で行うべきである。 空き家の解体、除却については所有者の負担が原則であり、安易に町負担（社会資本総合交付金）を投入することは避けるべきである。 調査することを目的にすることではなく、調査した結果を精査し、的確に助言、指導することが大事である。 助言、指導件数の実績が2件のみだが、その他問題がないということではなく、危険な空き家も目立つ。空き小屋等も調査、指導が必要である。 定期的な空き家対策審議会を開催し、危険家屋の対応だけでなく状況把握と改善策を常に共有すべきである。
	2 現状のまま維持する	
	3 改善し継続する	
	4 見直しのうえ縮小する	
	5 期間設定し終了	
	6 廃止する	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
<p>空き家対策審議会は、危険家屋等への助言、指導等の審議だけでなく、年ごとに空き家が増加する現状を把握し、どうすべきかを考える場として年1回以上の会議を開催するとともに、利活用や移住対策の検討も行える場とするべき。そのためには移住対策担当部署（政策推進課）と一体となった組織体制が必要である。</p> <p>空き家条例の見直しも行うべきではないのか。条例制定時に出された議会の附帯決議にはどのように対応しているのか。</p> <p>「空き家等対策計画」の策定を早急に行い、空き家等の増加抑制、利活用対策、除却等に対する支援施策等を総合的かつ計画的に実施する体制づくりが必要である。</p>